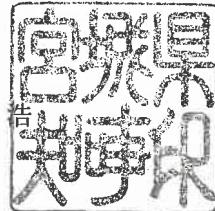


写

環対第94号
令和3年5月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿
(電力安全課扱い)

宮城県知事 村井嘉告



(仮称) 稲子峠ウインドファーム環境影響評価方法書に対する意見について(通知)

令和2年12月1日付けで株式会社G F代表取締役から送付のありました標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第1項及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項に基づき、別紙のとおり意見を述べます。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 鳩田
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

（仮称）稲子峠ウインドファーム環境影響評価方法書に対する意見

本事業は、刈田郡七ヶ宿町において、最大で総出力 79,800kW 程度（定格出力 4,200kW 級、風力発電設備 19 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、本事業は県内有数の大規模風力発電事業であり、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の大部分が水源かん養保安林に指定されている。また、砂防指定地などの災害リスクの高い地域が含まれているほか、風力発電機設置候補地から近接して住居等が存在し、自然環境だけでなく生活環境への影響も懸念される。

このため、事業者は方法書の記載事項はもとより以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響評価準備書を作成する必要がある。

1 全般的な事項

（1）事業計画等の見直し

事業区域の大部分が流域保全上重要な水源かん養保安林に指定されており、事業実施による保水（用水確保及び洪水緩和）及び水質浄化などの森林機能への影響が危惧される。

のことから、上記のほか、後述の個別的事項も踏まえ、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

（2）風力発電設備等の配置等の検討

風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置、規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、周辺の生活環境及び自然環境への影響について考慮し、その検討経緯を準備書に記載すること。特に、近接する住居等からの一層の離隔を確保し、生活環境へ配慮すること。

（3）調査、予測及び評価の手法

調査に当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法を見直すなど適切に実施し、その上で、環境影響を可能な限り定量的な手法を用いて予測及び評価すること。

（4）地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、立地する七ヶ宿町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、振動及び低周波音による影響

イ 工事用資材等の搬出入における道路交通騒音等の調査、予測及び評価に当たっては、事業区域及びその周辺の地形条件（上り勾配等）や地域特性（閑静な地域であること等）を考慮した上で、影響が最大となる地点を調査地点として設定すること。

ロ 施設の稼働における騒音等の影響については、風力発電施設からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にするなど、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。

(2) 水環境に対する影響

事業の実施による水環境に対する影響について適切に調査、予測及び評価すること。

なお、調査地点「水質3」及び「水質4」については、より上流側に調査地点を設定すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

事業区域及びその周辺には、砂防指定地、土砂災害警戒区域等（土石流）及びすべり地形が存在している。

のことから、事業実施に伴う改変が周辺の土砂災害等を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討し、必要に応じて土砂流出防止対策等を検討すること。

(4) 動物に対する影響

イ 風力発電設備の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カットイン風速の変更機能等、バットストライクやバードストライクを回避及び低減する手法が適用可能な風力発電機機種の採用に向けた検討をすること。その上で、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 高高度を飛ぶコウモリの飛翔実態について、遠赤外線ビデオや高光度LEDライト等、十分に評価できる手法を用いて8月中旬から9月中旬の間に調査を行うこと。

ハ 事業区域及びその周辺の渓流には、稀少な小型哺乳類であるカワネズミの生息の可能性が高く、調査に当たっては、捕獲個体の取扱いに留意すること。

ニ 事業区域及びその周辺には希少猛禽類が生息する可能性がある。猛禽類の調査に当たっては、事業区域の中央部や周辺ブナ林に調査地点を追加するとともに、調査地点から上空及び周囲の山肌が視認可能な措置を講じるなど適切に調査、予

測及び評価すること。

ホ 事業区域の北部林道沿いにおいて、稀少な鳥類であるミズゴイやフクロウ類などが生息する可能性があることから、夜間調査を含めて適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ヘ 事業区域及びその周辺では、クマ、サル等の生息が確認されており、事業の実施に伴う土地の改変により、生息環境が変化すると考えられる。このことから、事業区域内森林の利用状況を踏まえた上で、これらの種の季節移動を含めた綿密な生息実態調査を行うなど適切に調査、予測及び評価し、風力発電設備等の配置等を検討すること。

ト 地上を歩く両生は虫類を含む動物全般について、工事用車両の通行による轢死等の影響を調査、予測及び評価すること。また、カエル類の調査に当たっては、鳴き声調査を実施するなど適切に調査、予測及び評価すること。

(5) 植物に対する影響

イ 拡幅工事等が行われる可能性がある事業区域南側の林道には、自然度の高い渓畔林（サワグルミ群落）が確認されていることから、これら群落への影響を回避又は十分に低減できるよう、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 重要な植物群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があるため、地形改変による直接的な影響だけではなく、間接的な影響についても予測及び評価すること。

(6) 生態系に対する影響

イ クマタカを上位性注目種とした餌資源の影響予測をするため、雪解け期を含むノウサギの糞粒調査を実施すること。

ロ 造成に伴い設けられる沈砂池に新たな動植物が生息、生育する可能性を踏まえ、沈砂池の設置場所を検討し、生態系への影響について適切に調査、予測及び評価すること。

なお、沈砂池等の設計に当たっては、陸上移動性の生物が這い出し可能な構造とすること。

(7) 景観に対する影響

現地調査により、重要な眺望点からの眺望の特性、利用状況などを把握した上で、フォトモンタージュや動画を作成し、適切に調査、予測及び評価すること。また、評価に当たっては、垂直視野角だけではなく、風力発電設備の稼働による誘目性を考慮すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業区域周辺における、バードウォッチングやトレッキング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、環境影響評価項目における施設の稼働として選定し、適切に調査、予測及び評価すること。評価に当たっては、単に環境基準に基づく評価ではなく、求められる環境に合った静穏性が満たされるかの観点で行うこと。

(9) 温室効果ガスの削減に向けた検討

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

(10) 放射線の量による影響

イ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の流出等による水環境、土壤及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。

ロ 土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、リター層と土壤を分けて可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ハ 事業実施により除去する放射性物質を含む伐採木及び落葉等について、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、発生量を把握した上で、適正な管理等ができるよう検討すること。